

団体(人格なき社団)名義での口座を開設する際のお願い

平素は玉島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、団体(人格なき社団)名義での口座を開設していただく際は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっていることを受け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている確認に加え、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、口座開設にかかる審査を実施しております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、預金保険法による保険事故が発生した場合に預金者の皆さまが預金の払戻しや支払いを円滑に受けられるよう、金融機関は、迅速に預金保険法により保護される預金額を確定する必要があります。このため預金保険法は、金融機関に対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。このことから、当金庫では、預金者データの整備の観点から、人格なき社団のお客さまに限り団体名義での口座開設を受け付けております。人格なき社団以外の団体のお客さまについては、団体名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねますのでご了承ください。

< 人格なき社団の要件 >

- ・団体としての組織を備えていること
- ・多数決の原則が行われていること
- ・構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続していること
- ・その組織において代表の選任方法、総会の運営方法、財産の管理方法等団体としての主要な点が確定していること

※下記の必要書類をご提出いただけない場合は、口座開設のお申し込みを受付いたしかねますのでご了承ください。

ご提出いただいた書類はコピー(写し)をいただきますので、あらかじめご了承ください。

お持ちいただく書類等※1

- (1) 団体の規約または会則
- (2) 団体の活動実績が分かる資料(総会招集通知・会合の案内・事業計画書等)
- (3) 団体の総会議事録(設立から間もない場合は設立総会議事録をご提出下さい)
- (4) 団体の収支報告書(第1回決算未到来の場合、設立総会で承認された予算書をご提出下さい)
- (5) 許認可証等(行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合)
- (6) 設立年月日がわかる書類(団体の規約等に記載がない場合)
- (7) 口座に設定する代表者様の本人確認書類(運転免許証等、顔写真付きの証明書類)※2

※1 お手続きの内容によって、必要な書類は異なります。

※2 口座開設は、原則、預金口座の代表者ご本人さまによるお手続きをお願いしております。

留意事項

・口座名義

規約または会則に記載の名義とさせていただきます。

・口座の代表者

規約または会則、総会議事録に記載の団体の代表者の方を、預金口座の代表者とさせていただきます。

・審査期間

お申込内容の確認のため、1週間程度のお時間をいただく場合があります。審査の結果、口座開設をお断りすることがあります。

・手数料

口座開設を行う場合、金庫所定の手数料をいただきます。

・お取引に必要なお客さまに関する情報やお取引の目的などに対する定期的な確認への協力をお願い致します。

以上